

令和2年（2020年）4月24日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

臨時休業期間に係る保護者の皆様へのお願い

平素は、本市教育行政並びに学校（園）教育活動の推進に格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、京都府が「特定警戒都道府県」に位置付けられているなか、小・中学校、幼稚園では5月6日まで臨時休業を実施し、保護者の皆様にはご理解、ご協力をいただいているところです。

さて、全国的に感染が拡大するなか、昨日（4月23日）本市において10例目の感染が確認されました。

こうした状況から、さらなる感染拡大防止の取組が必要です。

つきましては、大型連休も控えていることから、保護者の皆様におかれましては、状況を十分にご理解いただき、下記のことについて改めてご協力をお願いします。

記

1 留守家庭児童会、小学校預かり教室、幼稚園預かり保育について

全国的に、学校等で教職員、児童等の感染が増加しています。

学校等においては、徹底した感染予防対策を講じておりますが、予断を許さない状況です。臨時休業および緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、できる限りご家庭での保育をお願いします。

なお、万一感染者が出た場合は、14日間施設を閉鎖するとともに、保健所等の指導に基づき、児童等についても自宅待機していただくこととなります。

2 臨時休業期間中の児童等の生活等について

(1) 家庭での生活について

- ・規則正しい生活のリズムをしっかりとつくり、早寝早起き・十分な睡眠を心がけること
- ・家庭での学習を計画的に進めること
- ・ストレスを溜めないためにも、一人でも安全に行うことができる運動で、適度に体を動かすこと
- ・自分から進んで家族との会話や家の手伝いをする事

(2) 外出について

- ・外出時は、必ずマスクを着用すること
- ・医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛すること
- ・特に、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」がそろそろ場への外出や集まりへの参加を自粛すること

3 保護者へのお願い

子どものみでの留守番や外出時に、事故、事件やトラブル等が発生していますので、以下のことについてご留意ください。

- ・児童等（特に幼児や小学校低学年）のみで留守番をさせないでください。
- ・児童等が、運動や散歩で屋外に出る場合は、同伴するなど常に目の届く範囲で外出させてください。
- ・事故等の防止の観点から、川や池など立ち入り禁止区域に入らせないでください。
- ・家庭でお子様と接する時間が多くなることから、互いにストレスをためない工夫をするとともに、必要に応じて各関係機関にご相談ください。

4 5月7日（木）以降の予定について

5月7日（木）に学校を再開できた場合、下記の表による対応を考えていますが、再開については、国・京都府の方針や感染状況（「5月6日（水）までに緊急事態宣言が解除されるか。」や「今後1～2週間の間に本市及び隣接地域での感染者数の増加がないか。」）など、今後の状況を総合的に見極めて決定します。

なお、決定した内容は、5月5日（火）までに、子ども連絡網（フェアキャスト）及び本市教育委員会ホームページによりお知らせします。

	始業式	入学式、入園式
小学校	5月7日（木）	5月8日（金）午前
中学校	5月7日（木）	5月8日（金）午後
幼稚園	5月7日（木）	5月7日（木）午前